

○水戸市興行場の設置場所の基準等を定める条例

令和2年3月30日

水戸市条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づき、興行場の設置の場所及び構造設備の基準並びに衛生措置の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設置場所の基準)

第3条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所の基準は、排水不良の場所その他入場者の衛生に支障を来す場所でないこととする。ただし、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、この限りでない。

- (1) 周囲に、耐水性の材料による排水溝その他排水が容易に行える設備で清掃が容易に行える構造であるものが設置されている場所であること。
- (2) 床面をコンクリートその他の不浸透性材料で覆うこと、床を地盤面から45センチメートル以上の高さにする事その他防湿上有効な措置が講じられている場所であること。

(構造設備の基準)

第4条 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている窓、給気口、排気口等に金網等を設けること。
- (2) 清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。
- (3) 入場者に興行を見せ、又は聞かせるために利用させる場所（以下「観覧室」という。）は、次に定めるところによること。
 - ア 舞台等興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画すること。
 - イ 入場者の移動、着席及び出入り並びに清掃及び消毒を容易に行うことができる構造であること。
 - ウ 入場者の衛生及び観覧に支障が生じないよう十分な広さ及び高さを有していること。
 - エ 適当な数及び広さの出入口及び観覧席（入場者用の椅子席、座席及び立見席をいう。以下同じ。）を備えること。
- (4) 食堂、売店及び食品を販売する設備は、便所の付近その他不潔な場所に設けないこと。ただし、次室を設けた水洗便所の付近に設ける場合は、この限りでない。
- (5) 規則で定めるところにより、機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）又は空気調和設備（空気を浄化し、その

温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）
を設けること。

(6) 照明設備は、次に定めるところによること。

ア 観覧室には、床面から0.8メートルの高さにおける照度が100ルクス以上となる機能を有する照明設備を設けること。

イ 観覧席には、映写等のため観覧室を消灯する場合であっても、客席の床面における照度が0.2ルクス以上となる機能を有する照明設備を設けること。

ウ 観覧室以外の入場者が利用する場所には、床面から1メートルの高さにおける照度が100ルクス以上となる機能を有する照明設備を設けること。

(7) 便所は、次に定めるところによること。

ア 設置場所は、興行場内とすること。ただし、当該興行場が他の用途を主とする建築物の一隅に設置されており、かつ、当該興行場に近接して設けられた適当な規模の便所を利用できる場合は、この限りでない。

イ 各階に男子用及び女子用に区画して設け、入場者にその旨が容易に分かるように表示すること。ただし、上下階から等距離にある中間階に設置する等入場者の利便を損なわないと認められる場合は、各階に設けることを要しない。

ウ 便所の出入口は、観覧室に直接開口しない構造であること。ただし、次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。

エ 床面及び腰張りを含む床面から1メートルまでの高さの内壁は、不浸透性材料を用いて築造され、清掃を容易に行うことができる構造であること。

オ 便器は、陶磁器製等不浸透性材料を用いているものを使用すること。

カ 各階における便器の数及び割合は、規則で定めるとおりとすること。

キ 窓又は換気設備を設けた水洗式とすること。ただし、当該興行場が公共下水道処理区域以外の区域にあつて、浄化槽の放流水の排水先がないとき又は放流水を排水することにより排水先に衛生上支障を生じるときは、改良便槽とすることができる。

ク キただし書の規定により改良便槽とする場合は、便所の窓その他の開口部には、昆虫の侵入を防止するための設備を設けること。

ケ 清浄な水を供給できる流水式手洗設備を設けること。

(衛生措置の基準)

第5条 法第3条第2項の規定による興行場の入場者の衛生に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 興行場の内外は、必要に応じて補修を行い、常に清潔に保つこと。

(2) 興行場の管理は、次に定めるところにより行うこと。

ア ねずみ、昆虫等を駆除するため、規則で定めるところにより定期的に巡回点検及び駆除作業を

実施するとともに、その実施記録を作成し、これを2年以上保存すること。

イ 入場者が利用する場所は、規則で定めるところにより定期的に消毒を行うとともに、その実施記録を作成し、これを2年以上保存すること。

ウ 設備及び器具は、規則で定めるところにより定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。

エ 便所は、常に清潔にし、臭気を著しく発散させないよう管理すること。

(3) 機械換気設備及び空気調和設備の管理並びに空気環境は、次に定めるところによること。

ア 設備の管理は、規則で定めるところにより適正に行うこと。

イ 空気環境は、規則で定める基準に適合すること。

ウ イの基準に係る測定は、必要に応じ実施するとともに、その実施記録を作成し、これを2年以上保存すること。

(4) 照明設備は、次に定めるところにより適正に管理すること。

ア 規則で定めるところにより定期的に保守点検し、機能どおり適正に保持すること。

イ 規則で定めるところにより定期的に照度を測定するとともに、その実施記録を作成し、これを2年以上保存すること。

(5) 従業者に係る衛生管理等は、次に定めるところにより行うこと。

ア 従業者の衛生管理及び衛生教育に努めること。

イ 従業者のうちから衛生管理に関する責任者を定めること。

ウ 入場者に事故等が発生した場合の救護を迅速かつ適切に行うことができる体制を確立しておくこと。

(6) 入場者の見やすい箇所に入場定員を掲示するとともに、入場定員を超えて入場させないこと。

(基準の緩和等)

第6条 市長は、季節的若しくは一時的に仮設をして営業を行う興行場又は屋外に面した観覧席を有する興行場については、その特性に応じ、衛生上支障がないと認められる範囲で、前3条に定める基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。